

平成19年 1月19日
九州財務局

熊本中央信用金庫に対する行政処分について

1. 熊本中央信用金庫（本店：熊本市）においては、平成17年12月、法令等遵守態勢に係る業務改善命令を受けて、内部管理態勢の充実・強化に努めてきたところである。しかしながら、このような中であって、営業店において長期間にわたる多額の預金等の着服・流用の事件等が発生したことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、前回の業務改善命令を受けて策定された法令等遵守態勢の確立等に向けた同金庫の取組みが不十分であり、内部牽制機能が十分に発揮されていないなど、依然として内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 平成17年12月22日付の業務改善命令を受けて策定された改善策が依然としてその実効性を確保できなかったことを踏まえ、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に係る経営責任の所在の明確化

理事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）

内部監査部門の抜本的な改善・強化による同機能の実効性の確保（監査態勢等の充実・強化を含む）

本部機構等の機能強化による業務運営の抜本的な改善・強化（営業店に対する指導・管理態勢の強化を含む）

営業店における厳正な事務処理の徹底及び相互牽制機能の充実・強化

人事管理の適切な実施

- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成19年2月19日（月）までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を平成19年4月までは毎月、以降、3ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

九州財務局理財部金融監督第二課
電話 096-353-6351（内線 3210・3211）